



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっきん」

# 公正取引委員会 九州事務所 NEWS

2026.3月号

公正取引委員会は、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及びスマホ法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **取適法**は、取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を図るため、製造委託等代金の支払遅延、減額、返品等の委託事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **スマホ法**は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについてセキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するための法律です。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

## 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 取適法についての相談、調査依頼等	取引適正化調査課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

## 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)



# 九州事務所 掲示板

## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて分かりやすく説明する「消費者セミナー」**を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】  
取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

**講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。**

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様へ、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「独占禁止法教室」**を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## トリテキ会議の開催

九州事務所では、サプライチェーン全体の取引適正化を目指して、**中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」**を開催してまいります。

本件企画は、令和7年10月以降、九州各県の商工会議所や中小企業団体中央会等に御協力をお願いして、開催しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
取引適正化調査課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

広報・広聴活動

◆講師派遣

下記のとおり講師を派遣いたしました。



開催日	テーマ・内容	対象者	開催場所
2月2日	取適法に関する説明会	熊本県農業協同組合中央会会員	熊本市
2月3日	取適法に関する説明会	熊本県八代市に所在する事業者	オンライン
2月4日	JAにおける独占禁止法・取適法に関する研修会	福岡県農業協同組合中央会会員	福岡市
2月4日	取適法に関する説明会	宮崎県延岡市に所在する事業者	宮崎県延岡市
2月6日	取適法に関する説明会	熊本県玉名市に所在する事業者	熊本県玉名市
2月6日	フリーランス法に関する説明会	佐賀市に所在する事業者	オンライン 計2回開催
2月10日	取適法に関する説明会	福岡独禁法研究会会員	福岡市
2月10日	取適法に関する説明会	長崎県佐世保市に所在する事業者	オンライン
2月13日	取適法に関する説明会	鹿児島県加治木市に所在する事業者	オンライン
2月17日	記者向け勉強会（取適法）	福岡経済記者クラブ加盟社（記者）	九州事務所
2月18日	取適法に関する説明会	大分県中津市に所在する事業者	大分県中津市
2月18日	地方有識者との意見交換会	長崎県中小企業団体中央会佐世保支所会員	長崎県佐世保市
2月19日	独占禁止法等の研修会	(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会会員事業者	オンライン
2月19日	取適法に関する説明会	福岡県トラック地方協議会会員事業者等	福岡市
2月24日	記者向け勉強会（取適法）	福岡経済記者クラブ加盟社（記者）	九州事務所
2月26日	取適法及び独占禁止法に関する説明会	九州・沖縄各県商工会議所経営指導員	九州事務所及びオンライン
2月27日	取適法に関する説明会	鹿児島県測量設計業協会会員	鹿児島市
2月27日	取適法に関する説明会	大分県トラック地方協議会会員事業者等	大分市

## ◆トピックイベント

下記のとおりイベントについて、主催・参加いたしました。



開催日	テーマ・内容等	内容	開催場所
2月12日～17日	公正取引デイズ@日南 	【各種イベント】 ○2月12日 宮崎県日南市における有識者との懇談会 ○2月13日 宮崎県日南市における事業者との意見交換 ○2月16日・17日 日南市立北郷中学校・日南市立吾田中学校での独占禁止法教室	宮崎県日南市
2月25日	官庁合同業務セミナー	新規採用者向け業務説明会	中村学園大学

## ◆今後の予定

下記のイベントを実施予定です。



開催日	名称	対象・内容など
3月4日	官庁 OPEN ゼミ	新規採用者向け業務説明会
3月5日	入札談合関与行為防止法等研修会	国、地方公共団体及び特定法人向け研修会
3月6日	入札談合関与行為防止法等研修会	国、地方公共団体及び特定法人向け研修会
3月10日	入札談合関与行為防止法等研修会	福岡県宗像市役所向け研修会
3月10日	取適法に関する説明会	長崎県トラック協議会向け説明会
3月12日	独占禁止法教室	熊本県宇土市に所在する高校生向け独占禁止法教室
3月12日	取適法に関する説明会	熊本県商工会議所向け説明会
3月13日	取適法に関する説明会	福岡県久留米市に所在する事業者向けの説明会
3月14日	鹿児島県中小企業診断士協会との意見交換会	価格転嫁の推進等に関する意見交換会
3月16日	価格転嫁に関する説明会	九州トラック協議会向け説明会
3月18日	価格転嫁セミナー	福岡県よろず支援拠点向けセミナー

## 今月のフォトコーナー

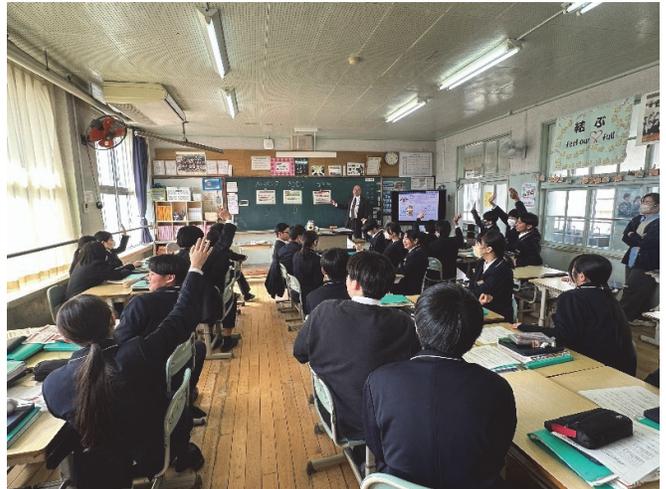
### 公正取引デイズ@日南

九州事務所は、宮崎県日南市と締結する「入札談合及び官製談合の未然防止等に関する連携協定」に基づき、令和8年2月12日～17日、各種イベント（有識者との懇談会、事業者訪問、中学生向け独占禁止法教室等）を開催いたしました。独占禁止法教室の様子を写真でお届けします！

北郷中学校での独占禁止法教室@2/16



吾田中学校での独占禁止法教室@2/17



### 官庁合同業務セミナー

「官庁合同業務セミナー」に参加し、  
来年度の新規採用者向けに  
業務説明を行いました！



### 記者向け勉強会（取適法）

令和8年1月から施行された「取適法」の  
勉強会を開催し、取適課長が記者への説明  
と質疑応答を行いました！



あなたは何問正解？

第2弾だよ～

クイズで学ぶ

独占禁止法



Q1. メーカーが小売店に対して、

「この商品は1,000円で売ってください。」と言いました。

このように、販売価格を指示することは問題ないか？

Q2. お店がライバル店よりも安い価格で商品を販売する

ことは独占禁止法違反であるか？

A1.  問題となることがあります。

メーカーが小売店に対して販売価格を強制する行為は、独占禁止法上の「再販売価格の拘束」として基本的に問題となります。小売店は本来、自由に価格を決めることができます。

A2. × 直ちに問題とはなりません。



お店が商品をライバル店よりも安く販売すること自体は、通常問題ではありません。しかし、正当な理由がなく、仕入価格を大きく下回る価格で販売するなど、競争事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合には「不当廉売」として独占禁止法上問題となることがあります。